

災害時要援護者の支援にご協力をお願いします



☎福祉政策課 ☎43-9258 ☎47-0746 市ホームページ内で「災害時要援護者支援事業」を検索

市では、重度の障がい者や要介護度の高い人など、災害時の避難行動に何らかの援助が必要な「災害時要援護者」を的確に支援できるよう、名簿の作成や地域支援者への情報提供など、地域における支援体制づくりを推進しています。災害時の迅速な避難を支援し、安全を確保する体制を整えるには、地域の皆様のご協力が不可欠です。災害時要援護者の支援にご協力をお願いします。

対象となる要援護者とは？

- 要介護度 3～5
- 身体障がい者 1～3級
- 知的障がい者 愛護(療育)手帳A
- その他、上記と同様の状態にある人

A 登録(要避難支援)

生活の実態が自宅にあり、単身世帯(日中独居を含む)、または高齢者や障がい者のみ世帯の人



B 登録(要情報伝達)

生活の実態が自宅にあり、A登録(要避難支援)に該当しない人(家族や保護者と同居など)



避難支援
(訪問)

登録内容によって
支援方法が異なります!

避難情報提供
(電話・訪問)

避難支援者

自力での避難が困難なため、近所の避難支援者などが自宅を訪問し、避難行動を支援します。



支援者

情報伝達支援者

自力避難は可能ですが、時間がかかるため、訪問や電話掛けによる早めの情報提供で、避難行動を促します。



支援を希望する要援護者の方へ 災害時要援護者名簿への登録方法は？

■収集する情報と活用方法

お住まいの場所、生活の状況、支援を必要とする理由、避難支援者の情報など、災害時の避難行動に最低限必要な情報をお知らせいただけます。

また、お知らせいただいた情報は登録者名簿としてまとめ、民生委員・自主防災会・消防・警察といった支援関係者に随時提供して、事前の支援体制の検討や災害発生時の支援、その後の安否確認などに活用していただけます。

■登録方法

申請書(福祉政策課で配布。市ホームページからダウンロード可)に左記の内容を記入の上、福祉政策課、各市民サービスセンター、南郷事務所、または地域の民生委員に提出してください。

注意!

A登録の方は、必ず1人以上の避難支援者の登録をお願いします。(避難支援者本人の了承を得た上で登録してください。)

個人情報については、適正に管理し、支援以外の目的には使用しません。

地域の支援関係者の皆さんへ 要援護者情報の共有(提供)について

市では、災害時要援護者の日頃の見守りや災害時の支援のため、市内の町内会や自主防災会などに、登録者の同意を得た上で、災害時要援護者の情報を提供しています。提供する際は、市と町内会などで「災害時要援護者の支援に関する協定締結」が必要となります。詳しくは、福祉政策課までお問い合わせください。

災害時要援護者を
地域で
支えましょう!

かぶさん

